本号で公布された法令のあらまし

◇令和元年十月十一日から同月十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第一四二号）（内閣府本府）

1　令和元年一〇月一一日から同月一四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

㈠　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

㈡　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈢　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

㈣　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

㈤　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

㈥　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

㈦　私立学校施設災害復旧事業に対する補助

㈧　市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

㈨　母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例

㈩　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

(一)　雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇令和元年台風第十九号による災害についての非常災害の指定に関する政令（政令第一四三号）（内閣府本府）

1　大規模災害からの復興に関する法律第二条第九号の非常災害として、令和元年台風第一九号による災害を指定することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇法人税法施行令の一部を改正する政令（政令第一四四号）（財務省）

1　成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（第九六条関係）

2　この政令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

政　令

令和元年十月十一日から同月十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十一月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十二号

令和元年十月十一日から同月十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第十二条第一項、第十四条並びに第二十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条　次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
令和元年十月十一日から同月十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	法第三条から第六条まで、第十二条、第十四条、第十六条、第十七条、第十九条、第二十条、第二十四条及び第二十五条に規定する措置

備考　上欄の暴風雨とは、令和元年台風第十九号によるものをいう。

（法第十二条第一項の政令で定める日の特例）

第二条　前条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十四条の規定にかかわらず、令和二年四月三十日とする。

（法第十二条第一項第一号の政令で定める地域等の特例）

第三条　第一条の激甚災害についての令第二十五条（令第四十八条において準用する場合を含む。）及び第二十七条の規定の適用については、令第二十五条中「激甚災害により災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第一条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する被害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。次条及び第二十七条において「激甚災害による被災区域」という。）」とあり、及び令第二十七条中「激甚災害による被災区域」とあるのは「岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県の区域」と、同条第一号中「加工施設」とあるのは「加工施設、販売施設」とする。